

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日 現在)

1. 当施設が提供するサービスの相談窓口

電 話 0 4 7 5 - 3 4 - 5 8 0 8

担当者 金澤 晃子

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 短期入所生活介護サービス実恵園の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	短期入所生活介護サービス実恵園
所在地	千葉県茂原市法目 2 6 7 2 番地 1
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (千葉県第 1 2 7 1 5 0 0 1 9 9 号)
サービスを提供する 対象地域 ※	基本実施地域：茂原市、白子町、長柄町、長南町、 一宮町、睦沢町、長生村、大網白里市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同施設の職員体制(指定介護老人福祉施設併設)

職 種	人員配置	職 務 内 容
管理者	1 名	従事者及び業務の管理
医師	1 名以上	(嘱託) 健康管理、療養上の指導
生活相談員	1 名以上	生活相談、介護サービスの計画・実施
介護職員	常勤換算方法で看護職員との合計が入所者 3 名に対して 1 名以上	日常生活全般にわたる介護業務
看護職員	2 名以上	保健衛生、看護業務
栄養士又は 管理栄養士	1 名以上	食事の献立、栄養計算、栄養ケアマネジメント
機能訓練指導員	1 名以上	機能訓練
事務職員	1 名以上	庶務全般
調理員	4 名以上	給食業務

(3) 同施設の設備の概要(指定介護老人福祉施設併設)

定 員	1 0 名	静養室	1 室 2 床
居 室	4 人部屋となります (一人あたり 9 m ²)	医務室	1 室
		食 堂	1 室
浴 室	一般浴槽、中間浴槽、特殊浴槽 があります。	機能訓練室	1 室
		談話室	2 室

3. サービス内容

- ① 居室の提供・・・4人部屋になります
- ② 食 事・・・栄養士が考えたメニューを手作りで提供いたします
- ③ 入 浴・・・週2回ご利用できます
- ④ 介 護・・・ご利用者に適した介護を提供いたします
- ⑤ 機能訓練・・・機能訓練指導員が適切なリハビリを指導いたします
- ⑥ 生活相談・・・生活相談員がご相談をお受けいたします
- ⑦ 健康管理・・・必要な場合健康チェックを実施いたします
- ⑧ 特別食の提供・・・メニュー以外にご希望があればご相談ください
- ⑨ 理美容サービス・・・ご希望があればご相談ください
- ⑩ レクリエーション・・・季節に合った催し物を提供いたします

4. 料金 ※茂原市は地域区分6級地で、1単位10.33円で計算します。

(1) 基本単位

併設型短期入所生活介護費

	介護保険適用時の自己負担（1日）
要介護1	603単位
要介護2	672単位
要介護3	745単位
要介護4	815単位
要介護5	884単位

(2) 加算単位

	介護保険適用時の自己負担（1日）
機能訓練体制加算	12単位
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位
若年性認知症利用者受入加算	120単位
緊急短期入所受入加算	90単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（基本＋加算）×14.0％単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（基本＋加算）×13.6％単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅲ）	（基本＋加算）×11.3％単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅳ）	（基本＋加算）×9.0％単位
送迎加算 ※片道	184単位

※１．サービス提供地域外への送迎費用は、片道１５ｋｍを超える距離について１ｋｍあたり５０円をお支払いいただきます。

例：東金市 片道２０ｋｍの場合	介護保険適用分	１９０円（１割負担者）
	提供地域外費用	２５０円（５ｋｍ×５０円）
	合 計	４４０円
	介護保険適用分	３８０円（２割負担者）
	提供地域外費用	２５０円（５ｋｍ×５０円）
	合 計	６３０円

※２．送迎の必要性が無い方で、ご都合で送迎をご希望されるときは介護保険適用外で、片道１，９００円（１０割負担）となります。

※３．介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合はいったん１日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、サービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

（３）その他の料金（全額自己負担）

①食費（食材費・調理費）

１日あたり１，８５０円 （内訳）朝食…６００円・昼食…６５０円・夕食…６００円

②滞在費

１日あたり９１５円

※１． 特別養護老人ホームの空床（短期入所の専用ベッド以外）をご利用の場合、算定される費用が変更になる場合があります。

※２． 食費・滞在費については世帯の所得に応じて減額になる場合がございますので、生活相談員にご相談ください。

③日常生活費

主たるもの：身の回り品（歯ブラシ、化粧品、その他個人専用となるもの）

：教養娯楽費（クラブ活動で使用する材料、雑誌等個人で利用するもの）

④その他

特別な食事の提供、理美容代等は別途料金がかかります。

記録の複写物にかかる料金については、１枚１０円をお支払いいただきます。

５．短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所日当日午前８時５０分までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日当日午前８時５０分までにご連絡がなかった場合	１日の基本料金の１０％

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または当園協力病院に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

6. 支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

尚、銀行振込の際は別途振込手数料がかかりますのでご了承ください。

7. サービスの利用方法

(1) 初回ご利用時、面接及び契約にお伺いいたします。

(2) 2回目以降は、利用希望日を担当ケアマネージャーへお申出ください。ケアマネージャーから当園へ連絡が入り次第、予約の受付を行います。

ただし、定員の場合は予約をお受けできない場合がございますので、お早めにお申出ください。

8. 当短期入所生活介護サービス実恵園の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、法人設立時(平成4年9月8日)次の内容を基本理念として事業を開始しました。福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において、必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、千葉県における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とし、これらの基本理念は、介護保険制度においても何ら変わることなく事業運営を実施して行きます。短期入所生活介護サービスにおいても、この基本理念に基づき事業運営を図り、在宅の虚弱な高齢者や寝たきりの高齢者等に対し、短期入所による各種のサービスを提供することにより、生活の質向上、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、そのご家族の身体的・精神的な負担の軽減を実施していきます。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面 会 午前9時から午後5時までご自由に面会できます。
窓口には面会簿がありますので、必要事項をご記入ください。
なお、感染症流行期には面会制限等行うことがありますので予めご了承ください。
- ・ 外 出 事前に所定の用紙にてお申し出ください。
- ・ 飲酒、喫煙 身体状況・医師の判断等を考慮し、所定の場所でのご利用を認めます。
- ・ 日用品の持込 日用品を持込まれる場合、所持品管理を的確にするため、担当職員にお届けくださるようお願いします。
- ・ 飲食物の持込 必要最小限の量でお願いします。その際、必ず担当職員にお知らせください。
- ・ 設備等の利用 利用者の心身の状況により、施設の設備がご利用いただけます。
- ・ 預かり金の取り扱い 必要最小限の金銭のみとし、貴重品等については持ち込まないようお願いします。
- ・ 日課の励行 職員の指導等による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦にご協力ください。
- ・ 健康保持 健康に留意し、定期的に行われる健康診断は特別な理由が無い限り、受診をお願いします。
- ・ 衛生保持 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
- ・ 施設器物破損等 個人の特定ができ、明らかに故意であると認められる場合、現状復帰の責がその利用者にあることも予めご了承ください。
- ・ 禁止行為 以下の行為を禁止と致します。
 - ・ 宗教活動
 - ・ ペットの持込
 - ・ 営利目的の行為・商行為・それに類する行為
 - ・ 自己の利益の為に他人の自由を侵す行為
 - ・ 他の利用者等に迷惑を及ぼす行為
 - ・ 施設の秩序・風紀を乱し安全衛生を害する行為
 - ・ 故意に施設もしくは物品に損害を与える行為
 - ・ 施設の物品を持ち出す行為

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、すみやかに主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡を取り、適切な措置を講じます。

10. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応・・・関係機関への連絡、緊急避難誘導
- ・ 防災設備・・・耐火耐震壁構造、スプリンクラー、自動火災通報装置等完備
- ・ 防災訓練・・・地震訓練・火災訓練の実施（年4回以上）
- ・ 防火責任者・・・施設長

11. 提供サービスに関する相談・苦情の受付

（1）当事業所ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者	穂葉 直樹	（施設長）
苦情受付担当者	大塚 真弘	（総務課長）
第 三 者 委 員	目良 茂	（監事）
	錦織 總夫	（元民生委員）
電 話 番 号	0 4 7 5 - 3 4 - 5 8 0 8	
受 付 時 間	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	
（緊急の場合は、この限りではありません。）		

（2）その他 当事業所以外に、別紙の第三者機関へ苦情申し立てができます。

12. 当法人の概要

法人名称・・・・・・・・社会福祉法人豊裕会

代表者役職・氏名・・・・・・理事長 穂葉三千雄

所在地・電話番号・・・・・・千葉県茂原市法目2672番地1・TEL 0475-34-5808

実施事業 （1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（2）居宅介護支援事業（ケアプラン作成等）・・・R6年4月より休止中

（3）（介護予防）訪問介護事業（ホームヘルパー派遣）・・・休止中

（4）（介護予防）通所介護事業（デイサービス事業）

（5）（介護予防）短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）

（6）在宅介護支援センター（各種相談業務）

重要事項説明授受確認書

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 千葉県茂原市法目 2 6 7 2 番地 1

名 称 短期入所生活介護サービス実恵園

説明者 所 属

氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所から短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 氏 名 _____

代理人 氏 名 _____

続 柄 ()

身元引受人 氏 名 _____

続 柄 ()